

令和6年10月25日
子ども・若者支援課

世田谷区子ども条例の一部改正に向けた論点の整理について

世田谷区子ども条例の一部改正(素案)について、この間の議論を踏まえ、事務局で修正たたき台を作成しました。

記

1. 区や大人が伝えるべきことについて

◇権利を実現するために必要なことなどを、区や大人がしっかり伝えることを記載します。

◇子どもの思いに応えるため、前文の『大人記載部分』の内容を充実させます。

※前文の『子ども記載部分』の内容は、子ども条例検討プロジェクトで検討中です。

事務局修正たたき台	改正条例(素案)
<p>(区や大人の決意表明)</p> <p>子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。<u>そして、区民の一員であり、次の時代の創り手です。</u></p> <p>私たち区や大人は、子どもの<u>思い</u>を大切に受けとめ、<u>子どもにとって一番良いことは何かを真剣に考え、対話し、</u>できる限り応えていくよう努力します。</p> <p><u>子どもにとって、周囲の人に意見や思いを受けとめてもらった経験は、子どもの安心や自信につながり、その後を生きる大きな力となります。</u></p> <p><u>子どもたちがこの条例を通じて、自分に権利があること、また、大人や他の子どもにも権利があることを知ることは、社会における責任ある生活を送るうえで大切なお互いの権利の尊重や、信頼関係の構築につながります。</u></p> <p><u>また、お互いの権利がぶつかったときは、それぞれの権利を両立するために努力し続ける必要があります。これらのことを、区や大人はしっかりと子どもに伝えていきます。</u></p> <p><u>この条例は、</u>日本国憲法、子どもの権利条約(平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。)と、こども基本法の理念に基づき制定します。</p> <p><u>私たち区や大人は、</u>子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を<u>実現していきます。</u></p>	<p>(区や大人の決意表明)</p> <p>子どもは、生まれながらにして今を生きる権利の主体です。</p> <p>私たち区や大人は、子どもの<u>思い</u>を大切に受けとめ、できる限り応えていくことを約束します。</p> <p>そして、日本国憲法、子どもの権利条約(平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」をいいます。)と、こども基本法の理念に基づき、子どもが権利の主体として、一人ひとりの子どもが豊かに育つことが保障され、自分らしく幸せな今を生き、明日からもよい日と思える社会を実現することを宣言し、この条例を制定します。</p>

<p>(普及啓発)</p> <p>第24条</p> <p><u>3 区や大人は、社会における責任ある生活を送るうえで、自身の権利の行使は、他人の権利も尊重したうえで成り立つことや、互いの権利がぶつかったときは、それぞれの権利の両立に向けて努力し続ける必要があることを、子どもたちに伝えていきます。</u></p>	<p>(普及啓発)</p> <p>第24条</p> <p><u>(新規)</u></p>
--	--

2. 「事業者」の定義と役割について

◇「事業者」は「団体」に含まれる整理をしていましたが、事業者と雇い主の使い分けが曖昧なため、「事業者」に統一するとともに、子ども条例制定当時の解説書の記載をもとに、定義と役割を整理しました。

事務局修正たたき台	改正条例（素案）
<p>(言葉の意味)</p> <p>第2条</p> <p>4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体、<u>法人</u>のことをいいます。</p>	<p>(言葉の意味)</p> <p>第2条</p> <p>4 この条例において「学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体」とは、区内において、子どもが育ち、学び、活動したり、過ごしたりすることができる場所やこれらを支援する組織団体のことをいいます。</p>
<p>5 この条例において「区民・団体・<u>事業者</u>」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体、<u>法人</u>のことをいいます。</p>	<p>5 この条例において「区民・団体」とは、子どもが地域の中で関わる多様な大人や子ども、地域で活動する組織団体のことをいいます。</p>
<p>(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>の責務)</p> <p>第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>は、子どもが活動する場所であるため、子どもの権利を保障する責務があります。</p> <p>2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体・<u>子どもに関わる事業者</u>は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体・<u>事業者</u>と連携・協力する責務があります。</p>	<p>(学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体の責務)</p> <p>第11条 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが活動する場所であるため、子どもの権利を保障する責務があります。</p> <p>2 学校、子どもに関わる施設・子どもに関わる団体は、子どもが人間性を豊かにし、将来への可能性を開いていくため、子どもの主体性を尊重し、子どもの権利を保障するため、区や区民・団体と連携・協力する責務があります。</p>
<p><u>3 子どもに関わる事業者は、その雇用する労働者が子育てしやすい環境を整備するとともに、地域の子どもが自分らしく、豊かに育つことが出来るよう配慮しながら事業活動を行う責務があります。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

<p>(区民・団体・<u>事業者</u>の役割)</p> <p>第12条 区民・団体・<u>事業者</u>は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。</p>	<p>(区民・団体の役割)</p> <p>第12条 区民・団体は、地域の中で、子どもと子育てをしている家庭を見守り、ともに住みやすい地域をつくっていくという意識をもち、子どもの権利が保障された地域づくりを担います。</p>
<p>2 事業者は、<u>その雇用する労働者が子育てしやすい環境の整備に努めるとともに</u>、その事業活動が子どもの権利の保障につながるよう、配慮に努めなければなりません。</p>	<p>2 事業者と雇い主は、その活動を行う中で、子どもが自分らしく、豊かに育つことができ、また、子育てをしやすい環境を整備していくため、配慮するよう努めなければなりません。</p>
	<p>3 事業者と雇い主は、その事業が子どもの権利の侵害につながることはないよう、配慮に努めなければなりません。</p>

3. 「年齢や発達に関わらず」という表現について

◇川崎市の条例を参考に、「障害の有無、国籍など」を追記しました。

◇居場所づくりに関する条項については、表現を変えています。

事務局修正たたき台	改正条例（素案）
<p>(基本となる権利)</p> <p>第4条</p> <p>(4) 自分に関係のあることについて、年齢や発達、<u>障害の有無、国籍など</u>にかかわらず、自由に自分の意見や<u>思い</u>を表明する権利</p>	<p>(基本となる権利)</p> <p>第4条</p> <p>(4) 自分に関係のあることについて、年齢や発達にかかわらず、自由に自分の意見や想いを表明する権利</p>
<p>(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や<u>思い</u>の尊重)</p> <p>第15条 区は、子どもの年齢や発達、<u>障害の有無、国籍など</u>に応じて、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や<u>思い</u>を受けとめ、対話しながら、ともに子どもの権利を実現します。</p>	<p>(子どもが参加・参画できる機会の確保と意見や想いの尊重)</p> <p>第15条 区は、子どもの年齢や発達に応じて、様々な場面や機会で、子どもの多様な意見や想を受けとめ、対話しながら、ともに子どもの権利を実現します。</p>
<p>(子どもの居場所づくり)</p> <p>第16条 区は、子どもの年齢や発達を<u>十分に考慮して</u>、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。</p>	<p>(子どもの居場所づくり)</p> <p>第16条 区は、子どもの年齢や発達に応じて、子どもが必要と考える、多様な居場所づくりと居場所の質の確保に努めていきます。</p>
<p>(子育て支援ネットワークの形成)</p> <p>第22条</p> <p>2 区は、子どもの年齢や発達、<u>障害の有無、国籍など</u>に応じて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。</p>	<p>(子育て支援ネットワークの形成)</p> <p>第22条</p> <p>2 区は、子どもの年齢や発達に応じて様々な工夫をしながら、乳幼児を含めた子どもに対してだけでなく、大人に対しても、この条例の普及啓発を実施していきます。</p>

4. 漢字表記について

(1)「大人」の表記

この間、「大人」と「子ども」を並べると、大きな人、小さな人という比較になり、大人の優位性が際立つため、ひらがな表記「おとな」を採用すべきというご意見をいただいております。

現在は、国や都などを含めて「大人」と「おとな」の使い分けの基準がなく、区として、漢字から、ひらがな表記に変更する明確な理由を説明できないため、一般的な「大人」を採用しています。

(2)「おもい」の表記

この間、「おもい」の漢字表記について、統一すべきとのご意見をいただいております。

現在は、子どもについては「想い」、大人は「思い」という整理をしていますが、子どもの願い、不安、悩み、喜び、悲しみ、望みなども含めた子どもの意思を受けとめる必要があると考え、「思い」の表記に統一します。

<参考資料>

第5回 子ども・青少年協議会（令和6年10月21日開催）で出た意見について

(1)「前文」について

- ◇大人へのメッセージの「「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください」について、「やらないこと」も意思の表現の一つなので、変えてほしい。がんばったことをほめなくてもよい（評価しなくてもよい）時がある。
- ◇乳幼児期から18歳までを対象としている。幅広い年代を対象としている視点でも、このメッセージでよいか考えたほうがよい。

(2)子どもの権利について

- ◇児童館で実施した子ども・青少年会議において、「遊びたい」「学校を休みにしてほしい」という意見が多く、背景には、「もう少し休みたい」という思いがあった。「休む」ということを入れてもよいのでは。
- ◇学生は、日常的に評価される立場にある。学校の中で生活していると、評価されるというのが、染みついている。「評価されない」という視点も大事なのではと感じた。後期プロジェクトでは、そういった新しい視点で投げかけたい。
- ◇「能力に応じて評価される権利」とある。「プロセス」を「ちゃんと見てほしい」、「ちゃんと聞いてほしい」「ちゃんと見守ってほしい。」「ちゃんと」がすべてにつく。能力に応じて、大人が考えている能力ではなく、「プロセスを見てほしい」、「時間をかけて、子どもとの関係性をつくってほしい」という子どもの権利の視点なのでは。

(3)「子ども条例検討プロジェクト」後期検討会に期待すること

- ◇子どもは、意見表明の前に、大人に話を聞いてほしいという思いがある。後期の検討プロジェクトでは、そのことについて、議論してほしい。
- ◇表現について思うところはあるが、子どもの正直の意見であり、大人がどう受け止めていくのが大事。後半の検討プロジェクトでは、どう大人に受け止めてもらえるようにするか、丁寧に議論していきたい。
- ◇子どもも自分事として、受け止め、世田谷区も丁寧に子どもに向きあって、やっていることが大事。
- ◇多くの自治体で、子ども若者の意見を聴く機会を作っている。その点では、世田谷でやっていることは特別ではない。だが、キャッチボールを丁寧に、重層的に、やっていることは、特別なこと。子どもの意見を聞きながら、構築していくことが大事。
- ◇シンポジウムの際に、中高生の子から「学校では、検討プロジェクトのような会話をすることができない（する場ではない）ので、この場に参加できてよかった。真剣に意見を出して話し合うことは楽しい。」と聞いた。中高生に参加したら、楽しいんだということを伝えられるとよい。こういった場をもっと提供できるとよい。

(4)条例全般に関すること

- ◇条例になったとき、子どもたちの中で、「どういった子どもたちが語ったのか」「どう大人が受け止めたのか」について、大人とのキャッチボール（会話）を通じて、浸透していくもの。条例が浸透するには10年はかかる。将来、乳幼児が成人になる時のことを考えた時に「わたしたちはなにを考えなければならないのか。」
- ◇条例が根幹になって、一つの動きを作り出していく。根幹を揺るがないものであってほしい。